

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条に基づく 女性の職業選択に資する情報の公表（令和7年6月公表）

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）採用試験の受験者の総数及び採用した職員に占める女性職員の割合

※府令第6条第1項第1号イ及びロ

	令和5年		令和6年		令和7年	
	受験者	採用者	受験者	採用者	受験者	採用者
一般行政職	37.99%	52.05%	37.12%	44.44%	46.09%	50.42%
技術職	23.68%	21.43%	12.98%	16.33%	20.83%	25.42%
資格免許職	40.86%	46.15%	49.45%	62.79%	42.39%	48.78%

※各年4月1日時点

（２）管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 ※府令第6条第1項第1号二

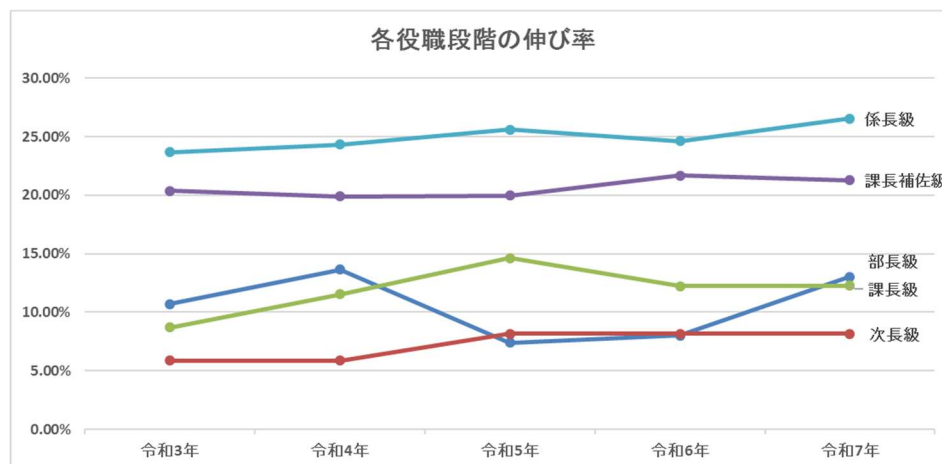
令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
8.54%	11.02%	13.52%	11.59%	11.89%

※各年4月1日時点

（３）各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 ※府令第6条第1項第1号ホ

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
部長級	10.71%	13.64%	7.41%	8.00%	13.04%
次長級	5.88%	5.88%	8.16%	8.16%	8.16%
課長級	8.72%	11.53%	14.62%	12.22%	12.28%
課長補佐級	20.37%	19.91%	19.98%	21.66%	21.29%
係長級	23.67%	24.34%	25.60%	24.61%	26.53%

※各年4月1日時点



(4) 職員の給与の男女の差異 ※府令第6条第1項第1号ト

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.31%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.84%
全職員	91.29%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.66%
本庁課長相当職	100.02%
本庁課長補佐相当職	97.05%
本庁係長相当職	93.31%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.36%
31～35年	96.13%
26～30年	96.60%
21～25年	92.66%
16～20年	88.59%
11～15年	91.51%
6～10年	94.31%
1～5年	93.76%

【説明欄】

- ・ いずれの職員区分においても、制度上男女間で給与の差異はない。
- ・ 相対的に男性職員の時間外勤務時間が長いことや、住居手当等について世帯主となっている男性職員に支給している場合が多いため差異が生じている。

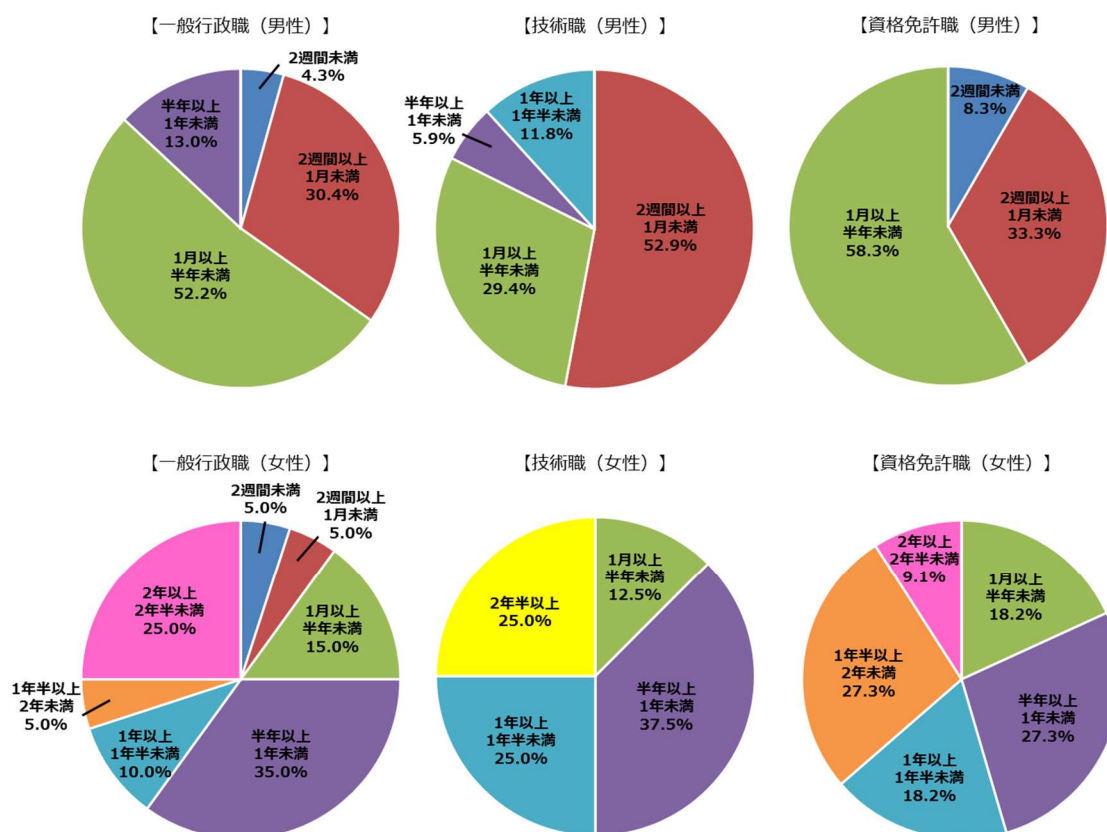
* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

（１）男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況 ※府令第 6 条第 1 項第 2 号ロ

		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
		取得率	平均取得期間	取得率	平均取得期間	取得率	平均取得期間
一般行政職	男性	30.77%	91 日	63.04%	108 日	69.70%	75 日
	女性	100%	592 日	100%	524 日	100%	394 日
技術職	男性	12.50%	118 日	84.21%	48 日	77.27%	87 日
	女性	100%	735 日	100%	534 日	100%	498 日
資格免許職	男性	42.11%	145 日	35.71%	156 日	85.71%	37 日
	女性	100%	542 日	100%	623 日	100%	419 日

○取得期間の分布状況（令和 6 年度）



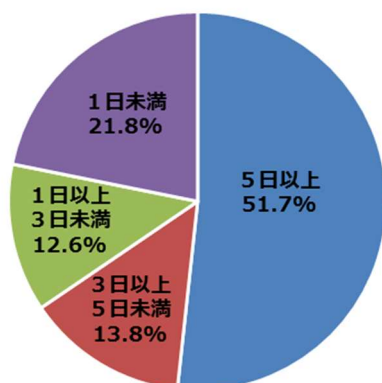
（２）男性職員の配偶者出産休暇（３日）及び育児参加のための休暇（５日）取得率及び合計取得日数の分布状況

※府令第６条第１項第２号ハ

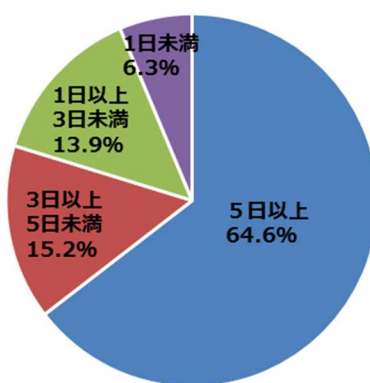
	令和４年度	令和５年度	令和６年度
合計取得率	78.2%	93.7%	89.7%

○合計取得期間の分布状況

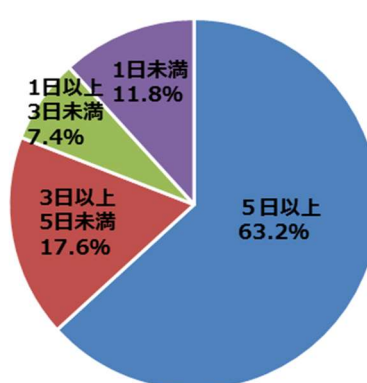
【令和４年度】



【令和５年度】



【令和６年度】



（３）本庁及び出先機関に勤務する職員（管理職以外）の一月当たりの平均超過勤務時間

※府令第６条第１項第２号二（１）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
本庁	15.8 時間	15.2 時間	13.9 日
出先機関	13.7 時間	11.7 時間	10.5 時間

（４）職員の年次休暇の取得日数の状況(令和６年１月～令和６年１２月)

※府令第６条第１項第２号ハ

令和４年	令和５年	令和６年
11.5 日	13.9 日	14.0 日